

## 取引先が民事再生を申立てた!

昨年4月から和議に代って登場した民事再生制度の利用者は増える一方です。では、得意先から「当社は昨日××地方裁判所に民事再生の申立てを行い、同時に保全命令を得て・・・」という文面のファックスが送られてきたら、どうしたらいいでしょうか？

民事再生の申立てをされたからと言って、債権の全部が回収不能ではありません。ここで、損失を最小限に抑える方法を簡単にご紹介させていただきます。

### 第一

#### 債権者説明会に参加する

会場が遠いので、参加されないお客様は多くいらっしゃるようですが、民事再生を申立てた債務者は債権者説明会を開き、会社財産の評価や更正計画案の概要を説明します。債権者説明会に参加し、自己に有利な計画案になるよう努力することが大切です。たとえば、債権のカット率を最大限に下げることが一つの狙いと言えます。

債権者説明会は数回行われ、債権のカット率や長期弁済計画などについて議論していきます。

### 第二

#### 債権届出を提出する

一般の場合に、再生手続開始決定の通知と債権届出の用紙と一緒に送られてきます。通常債権届出期間が記載されていますから、その期間内に債権届出をする必要があります。届出を提出しない債権者は債権者集會に参加することができなくなり、弁済を受けられなくなります。

従って、債権の回収金額を少しでも増やすよう必ず期限内に債権届出を提出してください。

### 第三

#### 債権者集會で権利行使する

再生計画案が作成された後、所定の期間内に債権者集會が開かれ、再生計画案が発表されます。計画案の中に以下の内容は含まれています。

- ① 免除となる債権の金額
- ② 残り債権金額の弁済方法および弁済期間

債権者集會に出席した債権者は再生計画案について賛成あるいは反対の議決権を行使します。

これによって、回収できる金額や回収期間などがほぼ決定します。そして、更正計画の認可の決定がなされた後、債務者が計画通り弁済しない場合には、債権者は債務者及びその保証人に対して強制執行ができます。

### 第四

#### 正しい会計処理をする

- ① 得意先から民事更生手続開始の申立ての通知が来た時  
債権金額の半分 ⇒ 経費算入
- ② 更生計画の認可の決定があった時  
切り捨てられた債権金額 } 経費算入  
5年以降に弁済される債権金額 }



#### 1. 弁済禁止

民事再生の申立てがなされると、その当日か翌日に弁済禁止の保全命令が裁判所から出されます。つまり、申立ての日から代金の回収は一切禁止されています。例えば29日に申立てがあった場合、30日満期の手形が入金されても、あとで返金しなくてはなりません。

#### 2. 少額債権者の特例

10万以下の少額債権については、弁済禁止の例外とされています。場合によって、更生計画の債権カットをうけることなく、全額弁済を受ける可能性が大きいです。ただし、債権を届け出ないとはいけません。更生申請企業の規模によって、一括弁済金額もケース・バイ・ケースです。たとえば、そごうの場合には、500万円以下の債権は計画認可後3月以内に全額弁済とされたそうです。

# 民事再生の申請をしたい!

空前の不景気の中、数多くの企業が経営不振に陥っています。最近、大手証券会社や百貨店なども次々民事再生を申請しました。現在破産も和議も民事再生もすべて「倒産」とひとくくりにする傾向がありますが、民事再生は破産と違って、社会経済損失を防止するために再建を図ろうとするものと言われています。では、どういう状況になったら、民事再生が申請できますか？ 手続きはどうなっているのでしょうか？ そして、申請するのにいくら費用がかかりますか？

## 第一 民事再生が申請できる場合

- ① 破産原因である事実が生じる恐れがある場合  
例えば、債務超過の状態がずっと続いており、このままでは今月の手形が不渡りになる場合など
- ② 事業の継続に著しい支障を来することなく弁済期にある債務を弁済できない場合  
例えば、一時的に致命的な資金繰り困難になり、工場を売却しないと現金の手当できない場合など

## 第二 申請手続き及び費用

- ① 民事再生は簡単になったとはいえ、やはり手続きは複雑ですので、高度な専門性を有する弁護士を代理人として申立てることになるでしょう。
- ② 民事再生の申立てをするには、裁判所に手続費用として所定の金額を予納しなければなりません。そのほか、代理弁護士に対する費用もかかります。

裁判所 (東京地裁の例)		弁護士費用 (弁護士報酬 規定による)
負債総額	予納額	
5000万未満	200万	更正計画認可 まで350万
5000万～1億	300万	
1億～10億	500万	計画の執行及び 再建手続き 350万より
10億～50億	600万	

# 弥生サポート塾



今回は、特定の日付の取引を表示するのに、便利な方法を紹介します。仕訳日記帳や現預金出納帳にある、ジャンプボタンをクリックすると月別のカレンダーが表示されます。あとは、表示したい日付を選択するだけで、その日付にジャンプします。

さらに、細かく検索をかける場合には、表示のなかの他の条件を選択し、表示条件をいろいろ入力する事で、表示したいものを絞り込む事もできます。